

令和7年度 越前市の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政状況をチェックし早期の財政健全化を図るため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し公表することが義務付けられています。この制度に基づき、本市の令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1 健全化判断比率

健全化判断比率には、以下の4つの指標があります。

	越前市の比率	早期健全化基準 (※1)	財政再生基準 (※2)
①実質赤字比率	該当なし	12.32%	20.0%
②連結実質赤字比率	該当なし	17.32%	30.0%
③実質公債費比率	9.2%	25.0 %	35.0%
④将来負担比率	97.5%	350.0 %	—

※1 早期健全化基準…この基準を超えた場合、財政状況はイエローカードの状況であり、財政健全化計画の策定、外部監査の義務付けがされるなど、早い段階で自主再建を目指す必要があります。

※2 財政再生基準 …この基準を超えた場合、財政状況はレッドカードの状況であり、市債発行の制限や予算の変更等を勧告されるなど、国の関与のもとで確実な財政再生を目指すことになります。

越前市 令和7年度決算に基づき、健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も早期健全化基準を下回っています。

① 実 質 赤 字 比 率	該当なし
---------------	------

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字が標準的な収入(標準財政規模)に占める割合です。家計に例えると、年間の収入から支出を差し引いた額が赤字である場合に、その赤字額が年収に占める割合です。

◆ 毎年4月に始まり翌年の3月に終わる一会計年度における地方公共団体の支出は、収入の範囲内で行うことが原則となっており、収入が支出に不足して赤字が生じることは望ましいことではありません。

越前市 一般会計の実質収支が5.8億円の黒字であったため、実質赤字比率は、「該当なし」となります。

②連結結実質赤字比率**該当なし**

連結実質赤字比率とは、本市の全ての会計における赤字額と黒字額を合算した額が標準的な収入(標準財政規模)に占める割合です。

- ◆ 地方公共団体の会計は、地方税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくりなどの地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等と、その他に料金収入等を主な財源として事業を実施している複数の会計があります。一般会計等が黒字であっても別の会計に赤字が多くあれば、その地方公共団体として見たときの財政状況が良いとは言えません。

例えば、水道や下水道などの料金収入を財源として独立採算で行っている事業の赤字額はその事業の料金収入等で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字を補填しなければならず、一般会計等にも大きな影響を与えかねません。

越前市

一般会計の実質赤字及び公営企業を含む特別会計の資金不足はいずれも生じておらず、すべての会計を合計した連結実質収支は 39.5 億円の黒字です。したがって、連結実質赤字比率は「該当なし」となります。

③実質公債費比率**9.2 %**

実質公債費比率とは、本市の全ての会計及び一部事務組合等における地方債の償還額及びこれに準ずる支出の合計額が標準的な収入(標準財政規模)に占める割合です。家計に例えると、年間のローン返済額が年収に占める割合です。

- ◆ この数値が高くなるほど財政の弾力性が低下し、その資金繰りの深刻度が増すことになります。

一般会計等の義務的な負担として、一般会計等の公債費がありますが、公営企業会計などの公債費や一部事務組合への負担金などについても一般会計等から支出しています。このため、こうした公債費に準じた経費も一般会計等の公債費に加算したものが「実質公債費比率」です。

越前市

実質公債費比率(R5～R7 平均)は、前年度に比べ 0.8 ポイント改善しました。

④ 将来負担比率	97.5 %
----------	--------

将来負担比率とは、本市の全ての会計及び一部事務組合等における将来負担すべき債務額が、標準的な収入（標準財政規模）の何年分にあたるかの割合です。家計に例えると、ローン残高が年間収入、何年分に相当するかの割合です。

- ◆ 本市の一般会計が将来支払わなければならない負債には、本市の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で支払いを約束したもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計等が負担するもの、近隣市町との組合の地方債のうち本市が負担しなければならないものなどがあります。

越前市

将来負担比率は、前年度に比べ 12.4 ポイント改善しました。

2 資金不足比率

区 分	資金不足比率
水道事業	該当なし
工業用水道事業	該当なし
下水道事業	該当なし

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額が、事業収入の規模に占める割合です。家計に例えると、自営業収入から必要経費を差し引いた額が赤字である場合に、その赤字額が自営業収入に占める割合です。

- ◆ この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることになります。

越前市

いずれの公営企業会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は「該当なし」となります。

3 健全化判断比率等の対象範囲について

